

引火点の高い貨物のみを運送する危険化学品ばら積船の消防要件に関する事項

改正規則

鋼船規則 S 編及び R 編

改正事項

引火点の高い貨物のみを運送する危険化学品ばら積船の消防要件に関する事項

改正理由

鋼船規則 S 編 11.1.3 では、引火点が 60℃（日本籍船舶用は 61℃。以下、同じ。）を超える貨物の運送のみに従事する船舶は、R 編の引火点が 60℃を超える貨物の運送のみに従事するタンカーに対する規定を適用して差し支えない旨規定している。

当該規定は、IBC コード及び SOLAS 条約に対応したもので、R 編 1.2.3-2.を適用することを意図しているが、準用規則番号を明記していないことから、規則文面上、誤解が生じる恐れがある。

このような誤解を防止するため、今般、関連規定を改めた。

改正内容

引火点が 60℃を超える貨物の運送のみに従事する危険化学品ばら積船に対する R 編の準用規定を明確化するとともに、準用先の記述を改めた。